



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
11月13日
第157号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 生活保護法による居宅介護担当機関の指定(健康福祉政策課) 1
- 生活保護法による居宅介護担当機関の所在地変更の届出(健康福祉政策課) 2
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による居宅介護担当機関の指定(健康福祉政策課) 2
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による居宅介護担当機関の所在地変更の届出(健康福祉政策課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課) 3
- 道路区域の変更(道路保全課) 4
- 道路の供用開始(道路保全課) 4

○ 公 告

- 地域森林計画の変更の案の縦覧公告(森林政策課) 5
- 滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告(労働雇用政策課) 5
- 一般競争入札の公告(防災危機管理局) 6

○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時届出区域の指定(東近江) 7

○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(東近江) 8

○ 病 院 事 業 庁 公 告

- 一般競争入札の公告 8

告 示

滋賀県告示第443号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所等の名称	事業所等の所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
				訪問リハビリ	

医療法人おした 整形外科医院	犬上郡豊郷町下 枝23番地1	医療法人おした整形 外科医院	犬上郡豊郷町下枝 23番地1	リテーショ ン 通所リハビ リテーショ ン 介護予防訪 問リハビリ テーション 介護予防通 所リハビリ テーション	令和2.1.1
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	---	---------

滋賀県告示第444号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから事業所等の所在地変更の届出があった。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所等 の名称	事業所等の 旧所在地	事業所等の 新所在地	開設者 の名称	主たる事務所 の所在地	サービス の種類	変更年月日
幸せの扉訪問介 護事業所	犬上郡豊郷町 三ツ池41番地 6	犬上郡豊郷町 下枝34番地5	幸せの扉合 同会社	野洲市北比江 93	訪問介護 訪問型サー ビス(独 自)	令和2.9.1

滋賀県告示第445号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所等 の名称	事業所等 の所在地	開設者の名称	主たる事務所 の所在地	サービス の種類	指定年月日
医療法人おした 整形外科医院	犬上郡豊郷町下 枝23番地1	医療法人おした整形 外科医院	犬上郡豊郷町下枝 23番地1	訪問リハビ リテーショ ン 通所リハビ リテーショ ン 介護予防訪 問リハビリ テーション 介護予防通 所リハビリ テーション	令和2.1.1

滋賀県告示第446号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから事業所等の所在地変更の届出があった。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所等の名称	事業所等の旧所在地	事業所等の新所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
幸せの扉訪問介護事業所	犬上郡豊郷町三ツ池41番地6	犬上郡豊郷町下枝34番地5	幸せの扉合同会社	野洲市北比江93	訪問介護 訪問型サービス(独自)	令和2.9.1

滋賀県告示第447号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
医療型特定短期入所くまちゃんち	守山市金森町454番4	医療法人くまだキッズ・ファミリークリニック	守山市金森町454番4	短期入所	令和2.11.1	2510700533

滋賀県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
くまちゃんち	守山市金森町454番4	くまだキッズファミリークリニック	守山市金森町454番4	短期入所	2510700491	令和2.10.31

滋賀県告示第449号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
あかつき薬局	大津市富士見台14-19	薬局	田村 暁	令和2.10.1

滋賀県告示第450号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
くまだキッズ・ファミリークリニック	守山市金森町454番4	病院・診療所	令和2.10.31

滋賀県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年11月13日から令和2年11月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	高島大津線	大津市真野五丁目字東浦1375番3地先から 大津市今堅田三丁目字高橋1038番地先まで	変更後	最小 2.0m く 最大 40.0m	195.0m	道路改築工事（う回路設置）に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
			変更前	最小 6.0m く 最大 26.0m		
	丁野虎姫長浜線	長浜市下之郷町字八反田1017番地先から 長浜市新庄中町字下萩原318番16地先まで	変更後	最小 11.3m く 最大 19.9m	1002.1m	
			変更前	最小 8.3m く 最大 19.5m		

滋賀県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月13日から令和2年11月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
丁野虎姫長浜線	長浜市下之郷町字八反田1017番地先から 長浜市下之郷町字八反田1013番1地先まで	令和2.11.13 16時	L=87.0m
	長浜市新庄馬場町字松田577番地先から 長浜市新庄馬場町字粉ヌカ町298番4地先まで		L=113.5m

公 告

地域森林計画の変更の案の縦覧公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき湖南地域森林計画(計画期間 平成30年4月1日から令和10年3月31日まで)を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 森林計画区の名称 湖南
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県西部・南部森林整備事務所 大津市松本一丁目2-1
滋賀県甲賀森林整備事務所 甲賀市水口町水口6200
滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧の期間および時間 令和2年11月13日から令和2年12月8日までの各縦覧場所における執務時間内

地域森林計画の変更の案の縦覧公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき湖北地域森林計画(計画期間 令和2年4月1日から令和12年3月31日まで)を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 森林計画区の名称 湖北
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23
滋賀県湖北森林整備事務所 長浜市平方町1152-2
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 高島市今津町今津1758
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧の期間および時間 令和2年11月13日から令和2年12月8日までの各縦覧場所における執務時間内

滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定に基づき、令和2年11月1日付けで滋賀県労働委員会委員を次のとおり任命した。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

使用者委員 森本 勝

一般競争入札の公告

令和2年度における可搬型モニタリングポスト衛星伝送設備の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 可搬型モニタリングポスト衛星伝送設備 一式
- (2) 購入物品の特質等 調達仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月26日(金)
- (4) 納入場所 調達仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のいずれかの営業種目で登録されている者であること。

営業種目

- ア 大分類:物品 中分類:理化学機器・分析機器・計測機器
イ 大分類:物品 中分類:電子計算機・周辺機器

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。**4 同等品での入札の場合は次の(1)および(2)に示すとおり規格等を確認できる資料を事前に提出し確認を受けた上、入札時に同等品である旨を明示すること。明示がない場合は基準品によるものとみなす。未確認または同等品と認められない物品による入札は無効とする。**

- (1) 同等品等申請書の提出期限 令和2年12月11日(金)17時
- (2) 提出場所 5(1)に示す場所

5 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、同等品等申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県知事公室防災危機管理局 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3445 電子メールアドレス as0006@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年11月13日(金)から令和2年12月24日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も希望に応じて行う。電子メールによる交付を希望する場合、(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「可搬型モニタリングポスト衛星伝送設備購入契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびに交付先のメールアドレス(以下「交付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、交付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は行わない。
- (5) 入札書の提出方法
ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(6)の入札締切期限までに入札すること。
イ 持参による場合 封印した入札書を(6)の入札締切期限までに(1)に示す場所に持参すること。
ウ 郵送による場合 封印した入札書を(6)の入札締切期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)
- (6) 入札締切期限 令和2年12月24日(木)17時

- (7) 開札の日時および場所 令和2年12月24日(木)17時30分 滋賀県知事公室防災危機管理局(大津市京町四丁目1番1号)
- 6 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 8 契約書の作成の要否 要
- 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 10 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 11 支払条件
- (1) 前金払 行わない。
- (2) 部分払 行わない。
- 12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 13 その他必要事項
- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (2) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。
- (3) (2)において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (4) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (5) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (6) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (7) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Satellite Transmission Equipment In Portable Monitoring Post 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00 December 24, 2020
- (3) For further information, contact : Shiga Prefecture Disaster and Crisis Management Bureau, 4-1-1 Kyo-machi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3445

環境事務所告示

滋賀県東近江環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年11月13日

滋賀県東近江環境事務所長 浅見 正 人

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
蒲生郡竜王町大字山之上字長谷2911番15
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物ならびに砒素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年11月13日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護ステーション彩り	近江八幡市安土町下豊浦6番地17	合同会社彩り	近江八幡市安土町下豊浦6番地17	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	令和2.11.1	2510400399

病院事業庁公告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における乳房用X線撮影装置の購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年11月13日

滋賀県病院事業庁長 宮川 正 和

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品名および数量 乳房用X線撮影装置 一式
 - (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和3年3月31日(水)
 - (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
営業種目 大分類:物品 中分類:医療用機器・医療用品
新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手に間に合わないことがある。
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。
- ア 入札する物品のメーカー、製品名、型番、数量の一覧
- イ 技術的要件に対する対応状況を示す文書（各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。）
- ウ 全体構成図または配置図、特徴を示す文書、カタログ、性能や機能の詳細を説明する文書等
- エ 保守体制に係る説明書
- オ 本仕様書が公開された時点における当該撮影装置の納入実績
- (2) 提出期限 令和2年12月7日(月)17時まで
- (3) 提出場所
- ア 滋賀県物品・役務電子調達システム（詳細は(4)アによる。）
- イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- (4) 提出方法
- ア 電子申請による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(2)に示す提出期限までに(3)アにより入札参加資格確認申請をすること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムによる入札参加資格確認申請はファイルを添付することができないので、電子で入札参加資格確認申請を行う場合は、別途、提出期限までに必要とする書類をイまたはウにより提出すること。
- イ 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に持参すること。
- ウ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (5) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和2年12月14日(月)までに通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先
- ア 滋賀県物品・役務電子調達システム
- イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
FAX 077-582-5931
- ウ この入札に関する問合せはイに示す場所で受け付ける。
- エ 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和2年12月7日(月)17時までにイに示す場所に書面で提出すること。質問の提出を確認した後、令和2年12月10日(木)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院総務課にて掲示する。
- (2) 契約条項を示す期間
- ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和2年11月13日(金)から令和2年12月23日(水)まで
- イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 令和2年11月13日(金)から令和2年12月23日(水)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の提出期間 令和2年12月17日(木)から令和2年12月23日(水)まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から17時まで
- (6) 入札書の提出方法
- ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。ただし、3(4)の入札参加資格確認申請書の提出に当たり滋賀県物品・役務調達システムを使用せず、紙のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、イまたはウにより提出すること。
- イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に持参すること。
- ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）

る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和2年12月24日(木)9時 滋賀県物品・役務電子調達システム

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は入札説明書、仕様書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Mammography, 1 set

(2) Deadline for tender : 17 : 00, December 23, 2020

(3) For further information, contact : General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031